令和２年２月（第２回）教育委員会会議議事録

１.開催の日時及び場所

令和２年２月１８日（火）１７：００～１８：３０

宇部市港町庁舎　３階会議室

２.出席委員の氏名

野口　政吾　教育長

田村賢二郎　委員

山野あい子　委員

川﨑　裕美　委員

重村　美帆　委員

３.その他議場に出席した者

佐野教育部長、床本参事、小林総務課長、三原学校教育課長、津田学校教育課副課長、伊藤総務課副課長、東野総務係長

４.傍聴者　なし

５.趣　旨

教　育　長:　ただ今から、令和２年２月１８日の第２回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、４人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教　育　長：　続いて、今回の資料と合わせて送付しました、１月２１日の第１回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教　育　長：　それでは、１月２１日の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教　育　長：　次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は重村委員にお願いします。

教　育　長:　本日の議題は、本日の議題は、「議案第４号　令和２年度当初予算について」、「議案第５号　教育費補正予算について」、「議案第６号　宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例制定の件」、「議案第７号　宇部市公民館条例施行規則廃止の件」、「議案第８号　教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件」、「議案第９号　教育委員会事務局公印規則中一部改正の件」、「議案第１０号　教育委員会事務局職員職名規程中一部改正の件」、「議案第１１号　教育委員会文書取扱規程中一部改正の件」、「議案第１２号　宇部市図書館規則中一部改正の件」、「議案第１３号　宇部市生涯学習活動支援員設置規則の廃止について」の１０件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の１件となっております。

教　育　長：　では、始めに、「議案第４号　令和２年度当初予算について」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局：　「議案第４号　令和２年度当初予算について」、説明します。まず令和２年度当初予算についてですが、事業費ベースでは、４１億６５３８万２千円とな

り、令和元年度の４３億１５８万５千円と比較して１億３６２０万３千円の減となっています。一般財源ベースでは、令和２年度が２７億５９５８万２千円で令和元年度の２７億４２７万７千円と比較して５５３０万５千円の増となっています。事業費が増加した主なものは、施設課の小学校施設整備事業費が１億１０３６万１千円の増で、空調設備リース費用になります。中学校エコスクール整備事業費が５３５０万円の増、これは、桃山中屋内運動場太陽光発電設備工事によるものです。学校教育課の小学校教育指導経費が４３５８万円の増で、主なものとして、教科書改訂による図書購入費となっています。

事業費が減少した主なものは、施設課の小中学校施設耐震化事業費が４億２１５５万３千円の減、学校教育課の小学校ＩＣＴ教育推進経費が１１７３万４千円の減となっています。この結果、事業費では、前年度比３．２％減、一般財源で２．０％の増となっています。現時点での令和２年度当初予算見積状況において、教育委員会所管外を含む教育費は、６７億６４６１万９千円で一般会計に占める割合は約１０．２％となり、前年度と比較して０．９ポイントの減となっています。令和２年度の教育委員会の主な事業としては、就学援助事業が２億１９９６万８千円、小中学校耐震化事業が約１２億円、普通教室空調設備設置事業が約１億円英語教育支援事業で７７００万円、ＩＣＴ教育推進事業が約５６００万円となっています。

教　育　長：　ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

委　　　員：　校内ふれあい教室も開設とありますが、これはそれぞれの学校の空き教室に設置されるのですか。

事　務　局：　空き教室で対応します。

委　　　員：　全ての教室に支援員は配置されるのでしょうか。

事　務　局：　中学校は１２校ありますが、支援員は９名の配置となる予定ですので、何校かは兼務として始めたいと考えています。

委　　　員：　同じ項目の中に事業名が複数書かれているものがありますが、これはどういう意味でしょうか。

事　務　局：　例えば、読書活動推進事業では、図書館の子どもの読書活動推進経費とパッケージ化して効率的な予算執行を図るものです。

委　　　員：　伝統文化推進事業の中に彫刻教育が含まれていることに違和感があります。彫刻教育は芸術を学ぶということで、芸術的な考え方を学ぶことで子どもたちの成長に大事なところだと思います。プラトンの言葉で、芸術は教育の基礎たるべしという言葉もありますので、考え方を変えて彫刻教育は別枠として、アクティブラーニングや深い学びとも関連してくると思います。宇部の特色ある教育として彫刻教育を掲げていますので、さらにより際立たせるためにも、もっと深く彫刻教育を進めていくべきだと思います。

事　務　局：　この項目では、宇部市の伝統文化に触れることで、宇部を愛する心を育てることを目的としています。

委　　　員：　そこにプラスアルファとして彫刻教育が芸術的な考え方を育てるという特色あるものになるよう力を入れていただけたらと思います。

事　務　局：　検討したいと思います。

委　　員：　いじめに関連して、宇部市内でもいじめの問題が出ていたと思いますが、いじめ対策として、発見する側である教員の研修というのは、検討されているのでしょうか。

事　務　局：　生徒指導主任会等での機会をとらえて、研修を行ってきましたし、これからも実施していきたいと考えています。

委　　員：　部活動指導員派遣等業務改善事業の中で、ＬＴＥタブレットを活用した遠隔会議とありますが、これはどのようなものですか。

事　務　局：　これは、部活動指導員派遣やその他の業務改善に関することを記載しています。

委　　員：　総合教育会議で遠隔会議というのはどのように行うのでしょうか。

事　務　局：　将来的に、県外在住のオブザーバーに参加していただく際に、遠隔会議を活用していきたいと考えています。

委　　員：　宇宙教育推進事業で、プラネタリウムなどの教育施設というのはどこにできるのでしょうか。

事　務　局：　どこにできるかは決まっていません。現在の設備の活用や新しい設備の整備も含めて検討していきます。

委　　員：　ユニバーサルデザインについて説明をお願いします。

事　務　局：　これは、ユニバーサル教育推進校を設置してユニバーサル教育の実践、周知を図っていきたいと考えています。また、共生社会ホストタウンとして地域を巻き込んだパラスポーツ等の体験活動等を実施したいと考えています。

委　　員：　ＳＤＧｓ教育はどこかに記載されているのでしょうか。

事　務　局：　ＳＤＧｓ教育については、１校１モデル事業として取り組んでいますが、全ての学校で来年度に向けてＳＤＧｓ教育の年間計画を作成しています。全ての教育活動においてＳＤＧｓの視点をもって学びを進めていくこととしています。

委　　員：　県内の高校で、授業の前にＳＤＧｓのどこに該当するかを掲げる取り組みを行っていると聞きました。こういう取り組みも参考にされたらと思います。

教　育　長：　それでは、「議案第４号　令和２年度当初予算について」について、承認としてよろしいですか。

（全委員異議なし）

教　育　長：　次に、「議案第５号　教育費補正予算について」、事務局から説明をお願いします。

事　務　局：　「議案第５号　教育費補正予算について、説明します。これは、３月補正予算については、年度末に向けおおよその決算見込みができてきたことに伴い、不用額等を減額するものです。まず歳入については、寄付金や国、県の補助金等を今年度の事業成果に合わせて増減を行っています。歳出についても、決算見込みに合わせて予算の減額を行っています。ＧＩＧＡスクール関連では、新時代の学びを支える先端技術の活用事業やＩＣＴ教育推進経費を増額しています。

教　育　長：　ただ今の説明に対して、御意見御質問はありますか。

教　育　長：　国が推進するＧＩＧＡスクールネットワーク構想に基づき、１人１台のタブレット端末や通信速度の改善を図るため大規模な補正額を計上しています。

事　務　局：　令和元年度の補正予算として、校内ＬＡＮを４０台が稼働しても通信速度が落ちない環境を国が２分の１、市が２分の１で整備することとしています。併せて、タブレット端末についても１人１台ということで、国からの補助金が交付され、令和５年度までで整備を完了する予定です。

委　　　員：　佐藤先生が、1人１台になると学び合いが成立しなくなるとおっしゃられていましたが、もちろん使い方だとは思いますが、使いこなす指導力が教員に問われることになると思います。

教　育　長：　すべての場面で１人１台のタブレットを使うこともないと思いますし、ケースバイケースで上手に使っていきたいと思います。

教　育　長：　よろしいでしょうか。それでは、「議案第５号　教育費補正予算について」、承認としてよろしいですか。

（全委員異議なし）

教　育　長：　次に、「議案第６号　宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例制定の件」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局：　教育支援課から説明します。いじめ問題調査委員会委員の報酬の改定について説明します。いじめ問題調査委員会の委員長と委員は現在どちらも日額４千円となっています。これを委員長の日額を２万円、委員の日額を１万６８００円とするものです。この理由としては、いじめ調査委員会は、審議はもちろん関係者への聞き取り調査や検証などを実施して報告書を作成していただいています。弁護士等を含む専門性の高い知識を有する者が適任とされています。この業務の困難性は、弁護士の担う業務と類似しており、それを踏まえて、今回適切な報酬額に改正するものです。２万円の算出根基としては、弁護士の市民向けの有料法律相談の相場が３０分５千円となっており、通常、会議は２時間程度を要していることから、負担の大きい委員長の報酬額とし、委員に関しては、他の審議会の例によると、委員長の８４％となっており、これを参考に１万６８００円としています。

事　務　局：　補足します。教育委員会関連として、第１条第７４号中、英語指導助手、生涯学習活動支援員を削るとありますが、これは地方公務員法の改正に伴い、これらの職が非常勤職員から会計年度任用職員に変更となることにより削除するものです。

事　務　局：　すでに廃止した公民館条例の附則において、公民館運営審議会委員の報酬に関して削除を行いましたが、今回、宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正により、号数の変更が生じましたので、第２条で調整を行っています。

教　育　長：　ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

教　育　長：　それでは、「議案第６号　宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例制定の件」について、承認するということでよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教　育　長：　次に、「議案第７号　宇部市公民館条例施行規則廃止の件」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局：「議案第７号　宇部市公民館条例施行規則廃止の件」について説明します。１２月市議会において公民館条例が廃止されたことに伴い公民館条例施行規則を廃止するものです。

教　育　長：　ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

教　育　長：　よろしいでしょうか。それでは、「議案第７号　宇部市公民館条例施行規則廃止の件」について、承認するということでよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教　育　長：　次に、「議案第８号　教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局：　「議案第８号」から「議案１２号」までは公民館条例の廃止に伴う規則の改正によるものですので、一括して説明してよろしいですか。

教　育　長：　委員のみなさん、よろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教　育　長：　それでは一括して説明をお願いします。

事　務　局：　まず、「議案第８号　教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件」では、第４条にコミュニティスクール推進課の分掌事務として、「公民館に関すること」、「公民館運営審議会に関すること」、「万倉及び吉部ふれあいセンターの管理運営に関すること」がありますのでこれを削除します。「議案第９号　教育委員会事務局公印規則中一部改正の件」では、教育委員会の公印として公民館の館長印がありましたがこれを削除します。「議案第１０号　教育委員会職員職名規程中一部改正の件」では、別表第二にふれあいセンター館長（公民館に限る）とありますので、この（公民館に限る）を削除します。「議案第１１号　教育委員会文書取扱規程中一部改正の件」では、第四十九条に公民館とありますのでこれを削除します。「議案第１２号　宇部市図書館規則中一部改正の件」では、第二十六条にある公民館をふれあいセンターに置き換えます。

教　育　長：　ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

委　　　員：　「議案第９号」でふれあいセンターの館長印もなくなるということでよろしいですか。

事　務　局：これまで２４校区全てのふれあいセンターに館長印があったわけではなく、公民館であったところにのみ館長印がありましたが、今回の廃止に伴い公印も廃止することになります。

委　　　員：　「議案第８号」で、万倉及び吉部ふれあいセンターが記載されているのは、他のふれあいセンターとは別の取り扱いになっていたということですか。

事　務　局：　合併の経緯の中で、この２か所に関しては、公民館に準じる扱いとなっていました。

教　育　長：　よろしいでしょうか。それでは、「議案第８号」から「議案第１２号」について、一括して承認するということでよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教　育　長：　次に、「議案第１３号　宇部市生涯学習活動支援員設置規則の廃止について」、事務局から説明をお願いします。

事　務　局：　「議案第１３号　宇部市生涯学習活動支援員設置規則の廃止について」、説

明します。これにつきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、廃止するものです。

教　育　長：　ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

教　育　長：　よろしいでしょうか。それでは、「議案第７号　宇部市公民館条例施行規則廃止の件」について、承認するということでよろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

教　育　長：　それでは、その他の事項「ＵＢＥ読書のまちづくり」について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局：　昨年１０月１５日にＵＢＥ読書のまちづくりビジョン案について御承認いただいたところですが、旧井筒屋跡地でまちなか図書館を整備するという案が出ました。市の関連計画のなかで、読書のまちづくりビジョンの修正を行いましたので説明します。まず、関連計画として第２期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略と宇部市中心市街地活性化基本計画を記載し、この中にまちなか図書館の整備について触れています。その他関連個所でまちなか図書館について追記を行いました。今後２月２０日から３月１１日の期間でパブリックコメントの募集を行い、今年度内にビジョンを確定し公表したいと考えています。

教　育　長：　ただいまの説明に対し、御意見御質問がありましたらお願いします。

委　　　員：　現在旧井筒屋でまちかどブックコーナーを設置されていますが、ここは駐車場が狭く、利用しづらいという意見をよく聞きますので、整備について検討していただけたらと思います。

事　務　局：　駐車場を含めた利活用については、総合戦略局で検討しているところです。

委　　　員：　駐車場については、市立図書館の駐車場も不足しているということで、県の総合庁舎との一体利用も検討していただけたらと思います。それと、ときスマでまちなか図書館として整備していくとなると、現在は雑誌中心ですが、もっと本の充実が図られるのでしょうか。

事　務　局：　どのような本を置くかについては現在提案を受けているところです。

委　　　員：　貸し出しも可能になるのでしょうか。

事　務　局：　そういう要望も当然出てくると思いますので、それに対応した機能も必要であると考えています。

委　　　員：　まちなかの力を入れているところなので、充実させていっていただきたいと思います。

委　　　員：　市立図書館の増築については、どうなっているのでしょうか。

事　務　局：　令和２年度にワークショップを開催しながら、基本方針のもとに対応を検討したいと考えています。

委　　　員：　敷地内にデッドスペースとなっているところもあるようですので有効活用をお願いします。

教　育　長：　それでは、その他の事項「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いします。

事　務　局：　１月分の寄附の報告をします。１月６日、特別支援教育青い鳥基金として、酒田三男様から１００，０００円の御寄附をいただきました。１月９日、匿名の方から３，０００円、小・中学校教育資金として、平成２４年度から通算９

３回目の御寄附をいただきました。１月２０日、宇部市奨学基金として、匿名の方から、３０１，３１９円の御寄附をいただきました。

教　育　長：　他になにかありますか。

（全委員意見なし）

教　育　長：　以上をもちまして、本日の会議を閉会とします。